

健康保険証廃止への対応について

この内容は2024年8月までに発出されている厚労省通知、健保連から提供される情報等に基づいて作成しています。
今後新たな通知の発出や情報提供等が為された場合は変更になることがあります。

2024年10月

日東紡績健康保険組合

【目次】

1. はじめに
2. 健康保険証廃止の経緯
3. 健康保険証の交付について
4. マイナ保険証について
5. 経過措置、経過措置終了後の取扱い
6. 資格確認書について
7. 証の利用期間
8. その他
9. まとめ（日東紡績健康保険組合からのお願い）

1. はじめに

- すでにNICONET全社掲示板及び当健康保険組合のホームページにおいてご案内のとおり、2024年12月2日をもって健康保険証が廃止されることとなりました。
- 今般、加入者の皆様にご理解ご協力をいただくことを目的に、健康保険証廃止の経緯、健康保険証廃止後の取扱い等について整理しました。
- 健康保険証の廃止に伴い、**医療機関を受診する場合はマイナバーカード（マイナ保険証）**によることが原則となります。マイナ保険証で受診することにより、実施事業所健保担当者及び健保組合の事務負担軽減につながりますので、加入者様におかれましては**マイナ保険証**を利用していただくようご協力をお願い致します。

2. 健康保険証廃止の経緯

健康保険証については、2023年2月17日に開催された「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会（第2回）デジタル庁」において、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を加速するという方針が示され、2023年12月22日の定例閣議において廃止日が2024年12月2日に決定しました。

3. 健康保険証の交付について

・証の交付日が2024年12月2日以降となる場合、健康保険証の交付は行いません。

		健康保険証の最終交付日	健康保険証廃止日		
...	2024年11月30日	2024年12月1日	2024年12月2日	2024年12月3日	...
健康保険証の交付○ (※)			健康保険証の交付不可✖		

(※) 証の交付日が2024年12月1日以前であったとしても、資格取得年月日が2024年12月2日以降の方の健康保険証は交付できません。

・2024年12月2日以降は、健康保険証が交付されませんので、医療機関等を受診する場合は、原則としてマイナ保険証を持参していただくことになります。

→早めにマイナ保険証の登録をお願いします。

※後述のとおり、1年間の経過措置はありますし、2025年12月2日以降は、マイナ保険証が無い場合は当健康保険組合から資格確認書の交付も行います。しかし、交付までに時間がかかる可能性があるほか、業務が煩雑になり健康保険組合ひいては加入者の皆様が所属する事業所の健保担当者にかかりの負担がかかります。マイナ保険証への切り替えにぜひともご協力ください。

4. マイナ保険証について

- ・マイナ保険証とは、健康保険証利用登録が完了したマイナンバーカードのことです。
- ・健康保険証利用登録は、加入者が自身のマイナポータルまたは医療機関等の窓口などで登録する必要があります。なお、セブン銀行ATMでも登録が可能です。



* セブン銀行ATMでの登録については下記URLをご覧ください。

https://www.sevenbank.co.jp/personal/atm/pdf/mynumbercard_hokensho.pdf

5. 経過措置、経過措置終了後の取扱い

● 経過措置

・健康保険証は2024年12月2日で廃止となりますが、廃止後1年間（2025年12月1日まで）は、経過措置期間として、現行の健康保険証を使用することが出来ます。

● 経過措置終了後の取扱い

・2025年12月2日以降は、マイナ保険証を使用するか、マイナ保険証が無い場合は当健康保険組合から資格確認書の交付を受けることとなります。

6. 資格確認書について（その1）

- 資格確認書とは...
 - ・マイナ保険証を持っていない等、マイナ保険証による医療機関等での資格確認を受けることが出来ない人が保険診療を受けられるようにするために交付するもので、あくまでも例外的な措置です。
- 当健康保険組合に加入した日によって資格確認書の取扱いが異なります。
 - ・2024年12月1日以前に加入した人と2024年12月2日以後に加入した人の取扱いは次の通りです。

6. 資格確認書について（その2）

- 2024年12月1日以前に加入した人でマイナ保険証をもっていない人等
 - ・経過措置終了日（2025年12月1日）まで有効な健康保険証を有していますので、2025年12月1日までは資格確認書の交付は行いません。
 - ・ただし、健康保険証を紛失した場合等は、申請により資格確認書を交付します。また、経過期間終了後は健康保険証を有しなくなるので、経過措置期間終了日（2025年12月1日）前まで、例えば2025年11月をめぐりに当健康保険組合から職権により一括で交付します。
 - ・経過措置終了後（2025年12月2日以降）は、申請により資格確認書を（再）交付するか、または当健康保険組合から職権により交付します。



6. 資格確認書について（その3）

- 2024年12月2日以降に新規に加入した人でマイナ保険証をもっていない人等
 - ・資格取得時に申請により資格確認書を交付します。
 - ・資格取得日以降は以下の取扱いとなります。
 - ①資格確認書を紛失した場合等は、申請により（再）交付します。
 - ②健康保険組合の職権による交付の対象になった場合は、当健康保険組合から職権により交付します。

2024年度					2025年度				
12月					12月				
↓	2024年12月2日				↓	2025年12月2日			
資格取得時は申請交付、以降は申請（再）交付または職権交付									

6. 資格確認書について（その4）

資格確認書交付の類型

A マイナンバーカードを紛失した。マイナンバーカードを更新中である。	申請により交付
B マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要がある。	
C マイナンバーカードを取得していない。	当健康保険組合の職権により交付
D マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない。	
E マイナ保険証の利用登録解除を申請した（登録解除者）。	
F マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れになっている。	
G マイナンバーカードを返納した。	

6. 資格確認書について（その5）

- 資格確認書の有効期間は5年以内とします。なお、有効期限の終期を統一するため、初回に発行する資格確認書の有効期限は2027年内のいずれかの日に定める予定です。
- 資格確認書の再交付は申請により実施します。再交付手数料は徴収しません。ただし、再交付申請が頻繁に行われるような場合は、当健康保険組合組合会の議決を経たうえで再交付手数料を徴収することとします。
- 資格確認書の回収は以下の通りに取り扱います。
 - ・資格喪失の場合は回収します。
 - ・資格確認書の記載事項に変更が生じた場合は差し替え（回収・再交付）となります。
 - ・有効期限を満了した資格確認書は回収しませんので、各自適切に処分してください。

7. 証の使用期間

	～2024年12月1日	2024年12月2日～2025年12月1日	2025年12月2日～
マイナ保険証	→		
日東紡の健康保険証	→	← 経過措置期間 →	
資格確認書（本人申請） ・マイナンバーカードを紛失した等		→	
資格確認書（健保職権） ・マイナンバーカードを取得していない ・マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っていない等		→	

※資格確認書の交付対象者は本人申請によるものと当健康保険組合の職権によるものとに分けられ、上表はそのうちの主な例を示しています。

8. その他

(1) 健康保険証の回収

・健康保険証は2024年12月2日で廃止となりますが、廃止後1年間（2025年12月1日まで）は、経過措置期間として、現行の健康保険証を使用することが出来ます。そこで経過措置期間終了日（2025年12月1日）までは健康保険法施行規則第51条（被保険者証の返納）に基づき、これまでとおり、同条に該当する場合に健康保険証を回収します。

・経過措置期間終了日以降は健康保険証の回収は行いません。

(2) 健康保険証の自主返納

・健康保険証廃止日（2024年12月2日）以降経過措置期間終了日までの間の自主返納は受け付けますが、健康保険証廃止日（2024年12月1日）前及び経過措置期間終了日（2025年12月1日）以降の自主返納は受け付けません。なお、自主返納には所定の手続きが必要です。

8. その他

(3) 海外赴任中の日本での受診方法について

・海外赴任されている方及び同行されている扶養家族の方が出張や一時帰国時に日本で医療機関を受診する際もこれまで説明してきた取扱いと同じです。

[マイナンバー及びマイナンバーカードについて]

✓マイナンバー制度が開始された2015年10月5日以降に日本国内で住民登録がある場合は、マイナンバーが付番されているので、申請を行うことでマイナンバーを所持することができます。マイナンバーの申請は帰任後（国内転入後）に行っていたら問題ありません。

✓2024年5月27日から、日本国籍の方は、国外転出後もマイナンバーカードを継続して利用できることになりました。詳しくは下記URLをご参照ください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/>

9. まとめ（日東紡績健康保険組合からのお願い）

- これまで説明してきましたとおり、2024年12月2日以降、健康保険証が廃止となり、医療機関の受診は原則としてマイナ保険証によることとなります。
- 健康保険証廃止後は例外的に資格確認書を当健康保険組合の職権により交付する場合がありますが、その場合、**交付までに時間がかかる可能性があるほか、業務が煩雑になり健康保険組合ひいては加入者の皆様が所属する事業所の健保担当者にかかなりの負担がかかります。**
- 加入者の皆様におかれましては、**2024年12月2日までにマイナ保険証への切り替えを進めていただくよう、ご協力をお願い致します。**